

一 會社側

會社側ハ本月十二日神戸營業所ト連絡ヲ採リ各工場ノ状況ヲ照合シ(淀川工場ハ三分ノ二ノ従業員ヲ以テ十二日作業ヲ開始シ京都工場ハ尚従業員ヲ継続、神戸工場ハ十一日一部従業員十二日ハ定休)対策協議中ニシテ表面特種ノ行動ナキニ深甚ナル注意ヲ払ヒツ、アルモノ、如シ

二 従業員側

一 委員側ハ十二日午前八時ヨリ會社内娛樂堂ニ集合シテ今後ノ方針ヲ就テ
二 初志ノ貫徹ヲ期スルコト
三 何等カノ第二案ヲ見出しテ會社ニ交渉スルコト
四 第二案ニ就テ協議シツ、アリシカ午後五時ニ至リ第一案ヲ嘆願スルコトニ決定シテ最初ノ嘆願案項中自然消滅シタル

三 二項ヲ除キ

一 吾々一同ハ工場長ノ厚意ヲ洵ニ感謝ス
二 四割減ノ撤廢ヲ期シ嘆願スルコト
三 工場長ノ權限ニアル何レノ生活費低減案モ解決ノ日迄遠慮申上カルコト
四 社外ヨリノ後援ハ絶対ニホメズ
五 吾々ハ解決ノ日迄秩序整然トシテ解決ヲ待ツ
六 五ヶ条ノ内嘆願スルコト、ナリ全五時廿分ハ各ノ代表委員ハ凡山工場長ニ會見シテ嘆願シタルニ工場長ハ神戸營業部ノ社長ニ電話ヲ以テ報告シ文書ニヨリ回答ヲ得ル旨回答シタル為メ代表一同ハ之ヲ諒トシテ辭去シ且テ全委員ニ報告セリ

一 般従業員中非番男女工ハ十二日午前十時ヨリ約一時間午後五時ヨリ全八時迄前日同様ノ氣勢ヲ揚ケ委員ノ態度軟柔